

古河市子ども読書活動推進計画

第二次



令和5年12月

古河市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景 -----	1
1 子どもの読書活動推進の意義 -----	1
2 国・県の取組 -----	1
3 古河市の現状と課題 -----	2
第2章 計画の基本的方針 -----	8
1 策定の目的 -----	8
2 計画の目標 -----	8
3 基本方針 -----	9
4 計画の期間 -----	10
5 計画の対象 -----	10
第3章 子ども読書活動推進のための方策 -----	11
1 推進体制の構築 -----	11
2 子どもの自主的な読書活動の推進 -----	11
3 家庭、地域等における子どもの読書活動の推進 -----	11
4 学校等と市立図書館等における子どもの読書活動の推進 -----	12
第4章 方策の推進に必要な具体的事項 -----	13
1 家庭での読書活動の推進 -----	13
2 学校等での読書活動の推進 -----	15
3 図書館等での読書活動の推進 -----	18
4 推進体制と財政上の措置 -----	22

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動推進の意義

読書は、人間が獲得した文化です。私たちは読書をすることにより、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

しかし、近年のインターネットやスマートフォン等の様々な情報メディアの普及により、「読書離れ、活字離れ」が進み、子どもたちの心身の発達にも大きな影響を与えています。

子どもの読書活動は、幼い頃から「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などを育み、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない極めて重要なものです。

子どもたちがより多くの本に接することで、自ら読書する楽しさに目覚め、生涯を通して読書に親しむことができるよう、家庭、地域、学校、図書館等が連携して子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

2 国・県の取組

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

しかし、今日の子どもたちは、情報メディアの急激な発達・普及や少子高齢化・核家族化といった社会構造の変化、G I G Aスクール構想による学校のI C T環境の変化、また生活スタイルの多様化など、生活環境の大きな変化にさらされています。

このようなことから、国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行するとともに、平成14年8月には、この法律に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第一次計画を策定し、令和5年3月に第五次計画を策定しています。

また、茨城県においては、平成16年3月に国の計画を基本とした「いばらき子ども読書活動推進計画」の第一次計画を策定し、令和4年3月に第四次推進計画を策定しています。

3 古河市の現状と課題

(1) 古河市の現状

本市では、「古河市子ども読書活動推進計画（第二次）」の策定に向け、古河市における子どもの読書活動の実態を把握するため、令和4年11月から12月に市内小中学校の児童生徒等を対象としてアンケート調査を実施しました。

ア 小中学校の読書冊数と不読者数¹

アンケートの結果によれば、最近1か月間に読んだ本の冊数を聞いた問い合わせについては、前回同様小中と学年が進むにつれて本を読まなくなる傾向が見られます。しかしながら、本を全く読まない児童生徒数の割合は、前回アンケート調査を実施した平成27年と比較すると0.7%減少しています。（平成27年は、7.9% 令和4年は、7.2%）

Q 「あなたはこの1か月に本を何冊くらい読みましたか？」という質問の回答

（令和4年アンケート調査結果より）

	0冊	1～5冊	6～10冊	11冊以上	合計	平均冊数*
小学2年生	18人	224人	224人	465人	931人	5.5冊
小学5年生	32人	379人	248人	359人	1,018人	5.0冊
中学2年生	166人	665人	104人	104人	1,039人	3.7冊
合計	216人	1,268人	576人	928人	2,988人	4.7冊

* 1か月の読書冊数は全体平均で14冊ですが、月に100冊以上読むと答えた人は全体で49人おり、最高は300冊が2人いました。しかし、1か月に100冊以上読むことは特異であり、中学生の約9割が10冊以下であるため、10冊以下の平均冊数を掲示しました。別冊資料編参照。



1「不読者数」 1か月間に本を1冊も読まなかった子ども（不読者）の人数

イ 学校図書館の現状

学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、子どもにとって学習や読書を楽しむことのできる最も身近な施設です。

国は、令和4年1月に策定した 第6次学校図書館図書整備等5か年計画²において学校図書館の整備拡充を目指していますが、市内小中学校の現状は満足できるものではありません。

学校図書館の蔵書冊数及び貸出冊数

(貸出冊数は令和4年度学校図書館調査結果より)

		令和5年5月1日 現在の 蔵書数	一人当たり 冊 数	図書標準冊数 ³	うち図書標準 冊数未達成校
蔵 書 数	小学校	194,543冊	30冊	202,680冊	17校
	中学校	115,581冊	34冊	108,160冊	1校
	合 計	310,124冊	31冊	310,840冊	18校
貸 出 冊 数	小学校	194,796冊	29冊		
	中学校	16,030冊	5冊		
	合 計	210,826冊	21冊		

※古河市内の学校図書館の蔵書数は小学校では17校が図書標準冊数を下回っています。2021年に除籍基準が変わり、除籍図書数が増加した結果、全体では18校が下回る結果となっています。また、小学生と比較し、中学生の貸出冊数が少ないことがうかがえます。



2 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」 令和4年度から令和8年度の5年間で学校図書館図書標準の達成を目指し、また、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞複数紙配備と学校司書の配置拡充を図り、合わせて5年間で総額約2,400億円の地方財政措置を図る文部科学省の計画

3 「図書標準冊数」 国が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの

ウ 市立図書館等の利用状況

本市の市立図書館及び公民館等図書室の利用状況は、下表「合計」欄のとおり貸出冊数が年々減少傾向にあります（令和2、3年度は新型コロナウィルス感染症による閉館措置あり）。年代別では中学生だけが、平成30年度、令和元年度に比べ増加傾向にあります。

市内図書館等での本の年齢別貸出し状況

（各年度末現在）単位：冊

	0～6才 乳幼児	7～12才 小学生	13～15才 中学生	16～18才 高校生	19～59才 成人	60才～ 高齢者	合計
H 3 0	19,875	59,016	4,875	2,717	155,591	113,623	355,697
R 1	17,907	56,748	4,646	2,195	143,002	113,438	337,936
R 2	11,950	33,024	3,559	1,161	103,471	79,566	232,731
R 3	13,810	44,285	4,721	1,624	107,167	86,967	258,574
R 4	16,187	52,671	5,516	1,533	122,917	103,791	302,615

※市では毎年各小学校を通じ、市内小学校1年生希望者全員に図書利用カードを発行しています。

（2）読書活動推進の課題

ア 乳幼児期における読書活動

乳幼児期における読み聞かせの体験は、子どもが読書習慣を持つきっかけとなる重要な時期であり、子どもにとって最も身近な存在である保護者は、読書の楽しさや大切さを伝える上で、重要な役割を担っています。

古河市では、平成23年度からブックスタート事業を実施しており、令和4年度までに約11,000人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしてきました。また、絵本の配布と合わせて、図書館利用の促進を図るため「図書利用カード申込書」を同封しています。

ブックスタート事業実施状況等

(各年度末現在)

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	合計
絵本配布者	938人	857人	920人	755人	835人	6,492人
うち図書カード発行者	227人	197人	129人	142人	140人	1,376人
図書館利用人数	3,404人	2,994人	1,924人	2,085人	2,495人	20,808人
図書館利用冊数	19,875冊	17,907冊	11,950冊	13,810冊	16,187冊	128,949冊

※図書館利用人数・冊数は6才以下の延べ人数、延べ冊数



イ 小中学校における読書活動

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

しかし、市内小中学校図書館の蔵書の充実や環境整備は進んでいないのが現状です。また、すべての小中学校において司書教諭又は学校司書の配置はされているものの、学校図書館に関われる時間は限られています。そのため、学校図書館の利活用が積極的に推進できるよう、古河市では、学校図書館支援員を配置しています。

小中学校では、県事業「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」⁴を活用し、読書の習慣化を目指しています。

学校図書館の司書配置状況

(令和5年4月1日現在)

	学校数	12学級以上	司書教諭	学校司書	図書標準未達成	新聞配備	校内一斉読書
小学校	23校	15校	21人	23人	17校	2校	14校
中学校	9校	7校	9人	9人	1校	2校	3校
合計	32校	22校	30人	32人	18校	4校	17校

※学校図書館法において、12学級以上の学校には司書教諭を配置しなければならないとされています。また、第6次学校図書館図書整備等5か年計画において、学校図書館図書標準の達成、学校図書館への新聞複数紙配備、学校司書の配置が位置づけられています。



⁴「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」 平成13年度から茨城県が実施している読書推進活動で、1年間に小学4・5・6年生は50冊以上、中学生は30冊以上の本を読んだ人を県教育長が、また、3年間に小学4・5・6年生は300冊以上、中学生は150冊以上の本を読んだ人を県知事がそれぞれ表彰しています。そのほか、読書案内のリーフレットも作成、配布しています

ウ 図書館等における読書活動

図書館は、子どもから高齢者まですべての年代の人たちに、様々な資料、情報を提供できる場所です。子どもの読書活動を推進するためには、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実を図り、推薦本の案内やレファレンスサービス⁵、読書相談などに対応できる司書の配置が求められています。

また、学校、保育所（園）、幼稚園、読み聞かせボランティアなどの関係機関との連携を深め、積極的に支援していく必要があります。

図書館等における蔵書数

(各年度末現在)

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
蔵書数	442,307冊	442,584冊	443,366冊	445,442冊	448,126冊
うち児童書数	125,451冊	124,964冊	125,659冊	126,445冊	126,012冊

図書館等における団体貸出冊数

(各年度末現在)

	H 3 0		R 1		R 2		R 3		R 4	
	団体	冊数	団体	冊数	団体	冊数	団体	冊数	団体	冊数
読み聞かせボランティア	17	1,807	12	1,276	10	299	10	379	14	454
児童クラブ	19	8,450	17	6,336	14	3,692	14	4,143	14	4,552
幼稚園、保育所(園)	8	111	8	99	7	353	10	478	6	160
小学校	15	593	14	589	10	277	11	478	13	467
中学校	5	188	2	54	4	77	1	6	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	24	2,535	18	4,308	21	3,737	24	2,402	20	2,622
合計	88	13,684	71	12,662	66	8,435	70	7,886	58	8,255

5 「レファレンスサービス」 利用者の必要な情報の提供や資料を探すお手伝いをするサービス

第2章 計画の基本的方針

1 策定の目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことは極めて重要となっています。

古河市は推進法の規定に基づき、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県の「第三次いばらき子どもの読書活動推進計画」を基本に、古河市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性を示すため、平成25年に「古河市子どもの読書活動推進計画」の策定に着手し、平成31年2月に「古河市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

今回、国の第五次計画、県の第四次推進計画を踏まえながら、令和4年に小中学生及び学校関係者等にアンケート調査を実施し、子どもの読書活動のより一層の推進に取り組むべく、「古河市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定するものです。

2 計画の目標

子どもたちが読書の楽しさや大切さを知ることができるように、家庭、地域、学校等、図書館等が連携して、読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備、充実に努め、読書習慣の形成を促すとともに、不読率⁶の低減を目指します。

6 「不読率」 1か月間に本を1冊も読まなかった子ども（不読者）の割合

3 基本方針

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、多くの資料を読み深めることで、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。

このため、以下の3つの方針を定めました。

・支え合う読書の推進

家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、連携できる体制づくり

子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書に親しむ機会の充実を図り、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たし、社会全体が一つになって、デジタル社会にも対応した子どもの読書活動を支えていく体制づくりを進めます。

・親しむ読書の推進

子どもが自主的に読書に親しめる環境整備

子どもの自主的な読書活動を推進するため、多様な子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて、面白いと思える本に出会えるよう、幼稚園・保育所（園）、学校図書館、市立図書館等、それぞれの場において、読書に親しむ環境の整備を進めます。

・わかり合う読書の推進

子どもの読書活動の意義の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するため、その意義や重要性を広く市民に伝え、子どもと大人が一体となって読書に親しめるよう、子どもの視点に立ち、家庭、地域、学校、図書館等を通じ、広く普及啓発を進めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて見直していくこととします。

5 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳以下の子ども⁷とします。

⁷ 「おおむね18歳以下の子ども」 子どもの読書活動の推進に関する法律第2条

第3章 子ども読書活動推進の方策

1 推進体制の構築

この計画を効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校、図書館等及び民間団体等が連携し、子どもの読書活動を推進していくための方策を推進していく必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、図書館や民間団体と緊密に連携し、相互に協力していくことが求められています。

2 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、家庭、地域、学校等が率先して子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化にそれぞれの役割を果たして行くことが必要です。

3 家庭、地域等における子どもの読書活動の推進

読書は、子どもの人生をより豊かにするだけでなく、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」などを育み、創造力豊かな心を形成していく上で欠くことができないものです。

子どもにとって家庭は、日常生活の拠点であり、人間形成を育む上での最も重要な場所です。子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであることから、子どもの最も身近な存在である保護者は、読書の楽しさや大切さを伝える上で、最も重要な役割を担っています。保護者は、子どもの乳幼児期から青少年期までの成長段階に合わせ、子どもの読書活動に関心を持ち、積極的に関わり続けることが必要です。

地域には、図書館や公民館等図書室など子どもが読書を楽しめる施設があり、子どもの読書活動に関わる市民ボランティアグループなどが、様々な活動を行っています。

読書は子どもたちの人間形成に大きな役割を果たしており、家庭や地域の方たちが積極的に子どもの読書活動に関わっていけるような環境整備が必要です。

4 学校等と市立図書館等における子どもの読書活動の推進

学校等においては、それぞれの発達段階に応じて、子どもが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが重要となっています。

・ 幼児期の読書は、その後の子どもの読書活動に大きな影響を与えていていると考えられており、子どもが幼稚園や保育所等で多くの本に触れ、自然に絵本や物語などに親しんでいくことが重要です。

小学校では、国語や他の教科における学習活動において読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。しかし、読書時間の確保や学校図書館の蔵書不足などが課題となっており、今後、蔵書の充実や学校図書館の環境整備が求められています。

中学校、高等学校では、部活動や受験勉強など過密なスケジュールのため不読率が全国的に進んでおり、早急な対策が求められています。小学校で養った読書習慣をより一層充実したものにするため、学校図書館の人的配置も含めた環境整備やより一層の蔵書の充実が必要です。

そのためには、第6次学校図書館図書整備等5か年計画の趣旨に沿った人員配置や予算措置を図ることが必要です。

市立図書館等では、近年、子どもに対する本の貸出し冊数及び利用者数が減少しています。図書館等は、子どもが読書に親しむことのできる身近な施設であることから、将来を担う子どもたちに読書の素晴らしさを伝えて行くことが重要となっています。幼児から高校生までそれぞれの段階に応じた蔵書の充実が求められています。また、子どもが本や図書館に親しむ機会の提供や、子どもの読書活動に関わるボランティアなどの関係機関と連携し、地域学校協働活動等を通じて子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

第4章 方策の推進に必要な具体的な事項

1 家庭での読書活動の推進

子どもにとって家庭は、生活の拠点であり、人間形成を育む最も重要な場所です。家庭での読書活動は日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮、率先して子どもの読書活動に関わって行くことが必要です。

このため、保護者が子どもの読書に関心を持ち、子どもが読書に親しむためのきっかけづくりや、家族で読書の習慣付けなどにより、子どもが楽しく読書に興味を持つような環境づくりを進めていきます。

(1) ブックスタートの推進

ブックスタートは、絵本を通して赤ちゃんと保護者がゆっくりとふれあい、こころ安らぐひとときをもつことにより、家庭での読み聞かせのきっかけづくりを届ける活動です。

古河市では、平成23年から市内3か所で生後3～4か月の赤ちゃんとその保護者に絵本などが入ったブックスタートバックを手渡し、絵本を通して、赤ちゃんと保護者がいっしょに楽しい時間を過ごすことの大切さを伝えてきました。(新型コロナウィルス感染症の影響で、令和2年より5か月児に郵送にて配布)

○ブックスタートの推進【継続】

○パパママクラス⁸や赤ちゃん訪問⁹時に、ブックスタート、推薦本の紹介、図書館情報などのリーフレットの配布【継続】

○月齢や発達に合わせた本の紹介【継続】

8 「パパママクラス（両親学級）」出産や育児を安心して迎えられるように、夫婦で共に子育てをするという認識を高め、子育てに関する講話や沐浴実習、妊婦体験等を行う。妊婦さんとパートナーで一緒に参加できる教室

9 「赤ちゃん訪問」 母子保健法第11条に基づく事業で、お母さんと赤ちゃんを支援するため生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師、看護師等が訪問し、育児相談や予防接種、子育て情報の紹介を行う

(2) 親子でいっしょに読書の推進

スマホや電子ゲームなど子どもを取り巻くメディア環境は日々著しく変化しています。そのため家庭内での会話が減少し、「家族の絆」が薄まりつつあるようです。

平成18年に提唱された「家読（うちどく）」は、子どもを持つ家庭において、子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を介して家族みんなの心をひとつにして、「家族の絆」を深めていくこうとする活動です。

そのひとつのきっかけづくりとして、親自身が読書することにより、それを見た子どもが自然に本に興味が向くように仕向けることも必要です。

今後、図書館や学校等を通して保護者へ「家読（うちどく）」のすすめ」を呼び掛けていきます。

○「家読（うちどく）」活動の推進【継続】

リーフレットやポスターにより、図書館や学校等を通して子どもや保護者に「家読（うちどく）」の重要性を呼び掛けていきます。

○ノーテレビ、ノーゲームデーの推進【継続】

1歳6か月児健診や3歳児健診で資料を配り、「ノーテレビ、ノーゲームデーを設けましょう」と、子どもや保護者に呼び掛けます。

また、5か月児相談時や就学時健診時に、読書活動推進の啓発やパンフレットの配布等を行い、読書活動の推進を呼び掛けます。

○家庭教育学級の活用【継続】

市内各小中学校に開設されている家庭教育学級¹⁰において、読書活動の推進を図ります。

また、親楽ブック¹¹に読書活動の推進に関するプログラムを追加していきます。

10 「家庭教育学級」 子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育むことを目的に、親同士が一緒に子育てについて学んでいく場です

11 「親楽ブック」 親同士が交流を図りながら自身の子育てを振り返り、子育てに関する知識などを主体的に学ぶことができる参加型の学習プログラムです

2 学校等での読書活動の推進

学校等での読書活動は、多様な子どもの状況に応じ、それぞれの発達段階に応じた切れ目がない取組が必要です。乳幼児期には読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。小中学校では児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介など様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

(1) 幼稚園や保育所等での取組

乳幼児期には多くの絵本や物語に出会い、いろいろな言葉を覚え豊かな情操を育み、生涯にわたる自己形成の基礎が養われていく時期です。

幼稚園・保育所等においては、絵本の読み聞かせなどの取組を進め、子どもたちが多く絵本に出会えるような環境づくりを促進し、また、保護者に、読み聞かせ等の大切さや意義を伝えていく取り組みを進めます。

○保育士や地域ボランティアによる読み聞かせの実施【継続】

○保育所などの施設蔵書の貸出し【継続】

○保育所などの施設蔵書の充実【継続】

○市立図書館等での自由読書の実施【継続】

・読書体験、貸出体験の充実

○園だよりや掲示板等で推薦絵本や読み聞かせアプリの紹介などの実施【継続】

○行事（七夕やクリスマス等）のテーマに絵本を取り入れての活用【新規】

○保護者を対象とした絵本の読み聞かせ（子ども劇発表会のあらすじの紹介等）【新規】

○セカンドブックの実施検討【新規】

・ブックスタート後、自由に図書を選び購入できるクーポン等の配布

(2) 学校での取組

小中学校においては、それぞれの年代に合わせた読書活動の推進が大切です。児童生徒が楽しく読書に取り組み、読書習慣を身に付けられるような環境を整備していくことが重要となっています。

学校図書館は、読書活動や読書指導の場である「読書センター」であり、学習活動を支援する「学習センター」であり、情報の収集や活用能力を育成する「情報センター」であり、児童生徒に最も身近な施設です。学校図書館を充実させることは、子どもの読書活動を推進する上で最も有効な取り組みです。

国の第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づき、学校図書館の充実を図り、校内一斉読書や学校での読み聞かせなどの取り組みを推進し、児童生徒が自主的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを進めています。

○ 読書タイムの推進【継続】

校内一斉に読書をする時間を設け、各自で用意した本を自由に読む取り組み

○ 読書イベントの推進【継続】

図書委員会等が中心となり、全校読書集会やビブリオバトル¹²、ブックトーク¹³などのイベントの開催

○ みんなにすすめたい一冊の本推進事業の推進【継続】

- ・ 読書賞の表彰
- ・ 図書記録カードの推進
- ・ 読書感想文コンクールへの参加促進

○ 図書委員会やボランティアによる読み聞かせやお話し会の実施【継続】

○ 「学校だより」や「図書館だより」等での読書活動の啓発【継続】

- ・ 教師、図書委員による、おすすめ本の紹介
- ・ I C T 環境を用いた図書の周知

12 「ビブリオバトル」　自分が面白いと思った本を持ち寄って一定時間内に順番に紹介し、その発表についてそれぞれ数分間のディスカッションを参加者全員で行って、最後に一番読みたくなかった本を投票で決めるというゲーム

13 「ブックトーク」　あるテーマにそって、色々なジャンルの本を複数選び、順序立てて紹介すること

○学校図書館の環境整備【継続】

- ・司書教諭、学校司書と連携し、魅力ある図書の選定、配架方法、推薦図書の展示等読書環境の整備
- ・調べ学習などによる学校図書館の利用促進
- ・学校図書館法に基づく司書教諭、学校司書の適正配置
- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づいた、学校図書館図書標準の達成及び新聞複数紙配備

○読書週間の設定【継続】



○学級文庫の充実【継続】

○図書委員会による読書関連情報の校内放送【継続】

○児童生徒からの読みたい本のリクエスト受付【新規】

※近年流行のライトノベルズ小説¹⁴等の購入の検討などを含む(子どもの要望を取り入れた環境整備)

○季節や行事に合わせた特集コーナーの設置【新規】

○読書へのアニメーション¹⁵の導入の検討【新規】

○隙間時間の読書の推進【新規】

○市立図書館と連携し、電子書籍を利用した読書活動の推進【新規】

14「ライトノベルズ小説」 一般的にアニメ風のイラストを多用したアニメ作品にも通じるファンタジー性の高い小説

15「アニメーション」 子どもの読みの能力の発達段階に沿って、遊びの要素を取り入れたスタイルで、楽しく読書体験を積みながら「読める人」へと育っていくようにプログラムされた読書教育法

3 図書館等での読書活動の推進

図書館等は、乳幼児から高齢者まですべての年代層に、あらゆる分野の資料を提供しており、子どもたちが自由に読書に親しめる施設です。

乳幼児から高校生まで発達段階に応じた資料の充実を図るとともに、いろいろなイベントや読書活動の情報発信、子どもたちが本に親しむ機会の提供などに努め、また、読み聞かせボランティアなどと連携し、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 子どもの読書環境の整備・充実

児童コーナーでは、子どもたちが楽しく読書ができるよう、バランスのとれた蔵書構成を進めています。読書離れが懸念されている中学生以上のヤングコーナーについては、今後も魅力的な棚づくりに努めています。

支援が必要な子どもたちのために、点字付き図書やデイジー図書¹⁶（マルチメディアデイジーを含む）、外国語資料の収集、提供に努めています。

また、図書館を補完する公民館等図書室の環境整備や、電子図書館の整備を進め、サービスの充実に努めています。



○児童書の整備、拡充【継続】

16 「デイジー図書」 CDに録音された本。専用の再生機、MD 3対応のCDプレーヤー、パソコンなどで聞くことができる図書。なかでもマルチメディアデイジーは、音声と同時にテキストや画像をパソコン画面上に表示できる。読み上げている部分を色づきで表示できるため、学習障がいの人が文章を理解する助けになるといわれています

第4章 方策の推進に必要な具体的な事項

○障がいのある子どもや日本語を母国語としない子どもへのサービスの充実【継続】

- ・点字付き図書やデイジー図書、外国語資料、LLブック¹⁷の整備
- ・電子書籍を利用した読書機会の確保

○公民館等図書室の蔵書の整備、拡充【継続】

※総和地域交流センター図書室の整備

○読書手帳の利用促進【継続】

○子ども向け雑誌の整備【継続】

○児童の図書館等見学の受入¹⁸【新規】



○中学生、高校生の図書館等職場体験等の受入¹⁸【新規】

(2)学校図書館、幼稚園・保育所等との連携

子どもたちにもっと本好きになってもらうため、学校、幼稚園、保育所等と連携し、図書の団体貸出¹⁹や情報提供など、子どもの読書活動を推進していきます。

○学校図書館及び授業等に対応した図書の整備及び貸出の推進【継続】

○推薦絵本のポスター掲示などの情報発信【継続】

○県立図書館や市立図書館等から学校図書館へ巡回図書²⁰の実施の検討【継続】

○電子図書館の整備に伴う読書活動の推進【新規】

17「LLブック」 LLブックはスウェーデン語で、「やさしく読める本」という意味であり、知的障がいのある人や日本語を母語としない人などにも理解できるよう、イラストやピクトグラム(絵記号)、写真などを使い、やさしく読めるよう工夫されている本

18「図書館等見学の受入」「職場体験等の受入」 ふたつの事業は、すでに実施済みであるが、31年2月の計画での記載がなかったため新規

19「団体貸出」 学校等団体で利用者登録した場合、100冊を上限に、2か月間図書等の貸出が可能な古河市の図書館サービス

20「巡回図書」 各学年の教科に沿った図書や調べ学習の参考となる図書等をセットにし、県立図書館や市立図書館等から学校図書館へ配達します。図書セットは約1か月程度の間隔で各学校間を巡回、集配します

第4章 方策の推進に必要な具体的な事項

(3) 読み聞かせボランティアへの支援

子どもたちに読書の楽しさや大切さを伝え、子どもの読書活動を推進していくうえで、図書館等や学校等で活躍する市民ボランティアは重要な役割を担っています。

読み聞かせに向く資料の収集、貸出やボランティア活動に関する情報の提供、ボランティアを育成するための講座の開催など、ボランティアと協働で推進していきます。

○読み聞かせ図書の整備・拡充【継続】

- ・大型絵本や紙芝居の整備

○ボランティア団体への支援【継続】

- ・読み聞かせボランティア講座等の開催



(4) 本や図書館に親しむイベントの開催

図書館等では、市民ボランティアの協力により、毎月、定期的におはなし会を開催しているほか、子どもから高齢者まで楽しみながら読書活動に興味や関心が持てるよう、「図書館まつり」を引き続き実施、拡充していきます。

また、4月23日の「子ども読書の日」や夏休みなどに、各図書館等で工夫を凝らしたイベントが開催できるよう、努めています。

○市民ボランティアによる読み聞かせ会の実施【継続】

○図書館まつり等²¹の開催【継続】

○本や図書館に親しむイベントの開催【継続】

- ・4月23日の「子ども読書の日」に関連するイベントの開催
- ・市民文化祭開催時に、読み聞かせ会などの合同企画の検討

²¹「図書館まつり等」 每年11月に三和図書館において、おはなし会やDVDの上映、図書関連コーナー、リサイクル本の無料配布等を行っています。また、講談社が平成11年から行っている「全国訪問おはなし隊」による「おはなし会」の実施を進めます

(5) 図書館や新刊本などに関する情報発信

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもの読書活動を推進するため、市広報や図書館ホームページなどを利用し、積極的に情報発信していきます。

○本や図書館に関する情報発信【継続】

市広報や図書館ホームページにおいて、図書館情報や新刊本情報の発信

○「子どもの読書週間」、「子ども読書の日」における啓発【継続】

図書館等で子どもの読書を推進する期間に合わせて、チラシやポスターを掲示し、子どもの読書活動について啓発していきます。

○子どもの読書活動についてのリーフレットの発行【継続】

○妊婦さんや赤ちゃん連れの保護者が利用しやすい図書館等のPR【継続】

パパママクラス、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、乳幼児健康相談²²等でのパンフレットの配布、公の施設での図書館のPR



22 「乳幼児健康相談」 お子様が健やかに成長し、また、保護者が安心して育児ができるよう、乳幼児とその保護者を対象に育児相談等を毎月実施しています

4 推進体制と財政上の措置

(1) 推進体制

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体などが連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

本計画を推進するため、進行管理を着実に行い、各関係機関に各種施策の執行を働きかけていきます。

(2) 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めていきます。



篆刻美術館マスコットキャラクター「刻狸」



古河市子ども読書活動推進計画
第二回

発行 古河市教育委員会
編集 教育部社会教育施設課 古河市三和図書館
〒306-0125
古河市仁連2042番地1
電話：0280（75）1511